

○国土交通省告示第七百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年七月八日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道13号改築工事（院内道路・秋田県湯沢市上院内字新雄勝地内から同市上院内字新雄勝地内まで）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 秋田県湯沢市上院内字新雄勝及び字八丁新町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県湯沢市上院内字新雄勝地内から同市下院内字柳原地内までの延長約4.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道13号改築工事（院内道路）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道13号改築工事（院内道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される砂防設備の従来機能を維持するための付替工事は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者であ

る国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道13号（以下「本路線」という。）は、福島市を起点とし、米沢市、山形市、湯沢市、大仙市等を経由して、秋田市に至る総延長301.4kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する秋田県の県南地域（以下「県南地域」という。）は、米、アスパラガス、枝豆等の産地で、農業の盛んな地域であり、農作物を秋田県内、関東方面等に出荷している。

県南地域の最南端に位置する湯沢市には、農作物の物流等の通過交通や地域住民等による地域内交通を担う主要幹線道路は本路線しかないが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小視距及び最急縦断勾配を満たさない箇所が存するなど線形が悪く、これらの箇所を中心に交通事故が発生しているほか、自然災害や交通事故による全面通行止めが度々発生しており、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

また、冬期間においては、降雪量が多いことから、堆雪による道路幅員の減少により、大型車等のすれ違いに支障をきたすなど、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

本件事業の完成により、線形が良好で、冬期間における堆雪幅を有した道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められるとともに、自然災害発生時等における現道の代替機能を果たすことが認められる。

また、本件区間は、高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線に接続する自動車専用道路である湯沢横手道路と、本路線（横堀バイパス）を介して連絡することから、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成16年10月及び平成21年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であ

るニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息環境である森林をトンネルで通過することなどから影響は小さいとされている。オオタカについては、営巣は確認されておらず、周囲に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は極めて小さいとされている。クマタカ及びサシバについては、計画路線から離れた箇所に営巣地があり、周囲に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は極めて小さいとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているノダイオウ、ナガミノツルキケマン等の生育が確認されているが、ノダイオウについては、生育環境が直接改変されないことから影響はないとされ、ナガミノツルキケマンについては、周囲に同様の生育環境が広く存在しており、影響は極めて小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、秋田県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形の良い道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、北側ルート案（以下「申請案」という。）と南側ルート案の2案による検討が行われている。申請案と南側ルート案とを比較すると、事業費に大きな差はないが、申請案は取得必要面積が少ないこと、トンネル掘削延長が短く施工期間が短期間であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び砂防設備の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には、線形不良区間が存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、湯沢市長を会長とする秋田県南高規格幹線道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 秋田県湯沢市役所